

令和 2 年 11 月 1 日

保護者 各位

インフルエンザによる出席停止の通知書

鼻高こども園 園長 國峯賢一

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条の規定（保育所等においても準用することとされています）により、他の人に感染させる恐れのある期間は、出席停止とします。その期間の基準は次のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>  
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登所（園）するようにしてください。また、登所（園）にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、保育所等へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登所（園）が可能となった場合は、「証明書」の提出が必要となります。「証明書」が必要な場合は、保育所等へご連絡ください。）

※裏面に説明があります。ご確認の上、ご記入をお願いいたします。

キ リ ト リ セ ン

鼻高こども園長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名

- 1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

- 3 登園再開日：令和 年 月 日（ ）  
（登園再開には次の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下表に、「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

| 出席停止期間の基準 |  |
|-----------|--|
| 1         | 発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。（6 日目から登園可能）<br>⇒ 発症日 : 令和 年 月 日 |
| 2         | 解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。（4 日目から登園可能）<br>⇒ 解熱した日 : 令和 年 月 日         |

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印